

発議第1号
令和7年1月22日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

提出者 山都町議会議員 浅藤 壽廣
賛成者 山都町議会議員 飯南 政俊
賛成者 山都町議会議員 吉川 美如
賛成者 山都町議会議員 真原 誠

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び山都町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

（提出の理由）

令和6年人事院の勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。
これがこの議案を提出する理由です。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年山都町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の135.0」を「6月に支給する場合には100分の135.0、12月に支給する場合には100分の140.0」に改める。

第2条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の135.0、12月に支給する場合には100分の140.0」を「100分の137.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払とみなす。

第1条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の135.0</u> を乗じて得た額とする。 3 （略）	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の135.0、12月に支給する場合には100分の140.0</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）

第2条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の135.0、12月に支給する場合には100分の140.0</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の137.5</u> _____を乗じて得た額とする。 3 （略）